

栃木県「文化と知」の創造拠点整備に係る地質調査業務委託仕様書

1 業務名

栃木県「文化と知」の創造拠点整備に係る地質調査業務委託

2 土地の所在

栃木県宇都宮市中戸祭1丁目（県体育館跡地）

3 業務の内容

(1) 調査業務

- ア ボーリング調査
- イ 標準貫入試験
- ウ 解析等調査
- エ 土質調査（物理試験）

(2) 解析業務

- ア 解析等調査
- イ 打合せ協議

4 打合せ協議

本業務の遂行に当たり打合せを計3回（中間1回）実施するものとする。

また、これにかかわらず、設計図書及びこの仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、仕様書に規定する業務内容を一部変更する必要がある場合、及びその他必要がある場合には速やかに協議し、指示を受けるものとする。

5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 報告書（A4版） 1部
- (2) 「電子納品運用に関するガイドライン（案）第10版 栃木県」に基づく電子納品C
D-R 1部

6 地質情報の取扱

受注者は、地盤情報（機械ボーリングで得られたボーリング柱状図の成果）を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で発注者に提出するとともに、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「地盤情報データベースに登録するための検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土盤情報センターから受領した検
定証明書(PDF ファイル)を、電子納品運用に関するガイドライン【一第 I 編土木一】に規定
されている地質データフォルダ BORING/OTHRs に格納することをもって、提出する成果が
検定済であることを報告することとする。

7 瑕疵

成果品納入後においても、受注者の責に帰する瑕疵が判明した場合には、受注者の責任
において修正等適切な措置をとるものとする。

8 その他

本仕様書に記載のない内容について疑義等が生じた場合は、協議するものとする。